

大学入学資格について

大学入学資格とは

- 日本の大学・大学院へ入学するために求められる法令上の要件 **(入学資格がある ≠ 入学許可)**
- 大学入学資格は、昭和22年に学校教育法が制定された当初から規定されており、時代の要請に応じてその対象範囲を拡大

⇒ 要件が多岐に及んだことにより、進学希望者、各大学の入学事務担当において、入学資格の有無の判断に迷うケースが増加



入学資格の内容、Q&A、参考資料等についてまとめた「大学入学資格ガイド」を作成
※ 制度改正を踏まえ適宜改訂

大学入学資格ガイドの構成

1. 大学・大学院の入学資格について
 - ・入学・編入学・「飛び入学」の各場合における要件
2. 入学資格を判断する上での三つのポイント
 - ・主に外国で教育を受けた方の入学資格を判断する上でのポイント
3. 外国の教育を受けた場合の大学入学資格一覧
 - ・日本の高等学校等を卒業していない場合の大学入学資格についてまとめたもの
4. 入学資格のQ&A
 - ・入学資格に関するお問合せの中から主要なものを精選し、それに対する回答をまとめたもの
5. 入学資格の改正履歴・施行通知
 - ・入学資格に関する主な改正履歴と、改正の際に発出された施行通知から主なものを抜粋したもの

入学資格について（例：大学及び大学別科の入学資格）

大学及び大学別科の入学資格

以下のいずれかの要件に該当する方に入学資格付与

法律 (学校教育法)

- ① 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

A 文科大臣の定めるところにより、①と②と同等以上の学力があると認められた者

A

省令 (学校教育法施行規則)

- ③ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- B ③に準ずる者で文科大臣の指定したもの**
- ④ 文科大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 文科大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者
- C 文科大臣の指定した者**
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（ただし発効は18歳以上）
- ⑦ 「飛び入学」した者であって、高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- ⑧ 「飛び入学」した者をその後に入学者とする大学において、大学教育を受ける学力があると認められた者
- ⑨ 個別入学資格審査で高校卒業と同等以上の学力があると認められた者 + 18歳以上

B

告示

- ⑩ 外国における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者 + 18歳以上
- ⑪ 外国における高校に対応する学校の課程（12年未満）の修了（学力認定試験の合格を含む） + 文科大臣が指定した準備教育課程（もしくは研修施設の課程）を修了した者
- ⑫ 文科大臣が指定したウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、スーダン、ベラルーシ、ペルー、ミャンマー又はロシアの課程を修了した者
- ⑬ 日本において、文科大臣が指定したインターナショナルスクールの課程（12年）を修了した者
- ⑭ 日本において、文科大臣が指定したインターナショナルスクールの課程（12年未満）を修了 + 文科大臣が指定した準備教育課程を修了した者

C

告示

- ⑮ 旧制学校等を修了した者
- ⑯ 国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格、GCEA資格、国際ALレベル資格又は欧州バカロレア資格を取得した者
- ⑰ 国際的な認証評価団体（WASC・ACSI・CIS・NEASC・Cognia）から認定を受けたインターナショナルスクールに置かれる12年の課程の修了をした者

Q&A抜粋：Q 入学資格は、どの時点で要件を満たしていればよいのでしょうか？

入学資格は、**大学・大学院へ入学する時点**で満たしている必要があります。例えば、日本の高校に通っている現在3年生の方が、4月1日から大学に入学する場合、4月1日までに高校を卒業していれば大学の入学資格が認められます。入学資格に年齢要件が付加される場合も同じ考え方になり、大学等に入学する時点で18歳等の一定の年齢に達している必要があります。

入学資格を判断する上での3つのポイント

ポイント1 学校教育を受けた年数の合計で判断するのではない

大学の入学資格が認められる要件の一つである「外国において学校教育における12年の課程を修了した者」については、学校教育を受けた年数の合計で判断するのではなく、**当該国の正規の学校教育における12年目の課程を修了しているかどうかで判断。**

法令上の規定

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は**文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者**とする。

2 略

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 **外国において学校教育における十二年の課程を修了した者**又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二～七 略

「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者」⇒**当該国の正規の学校教育における12年目の課程を修了している者**

個別ケースの判断にあたっては

- ⇒ 当該国政府が認可している学校の課程なのか
 - ⇒ 当該国の学校教育制度上の課程として位置付けられているのか
 - ⇒ 民間教育機関や補習教育機関の課程ではないか
- 等

ポイント2 外国の教育制度は大使館等へ確認する

○ 外国の学校の課程を修了した（する見込み）方の入学資格の判断

⇒教育制度は国によって異なるため、**外国の教育制度については、まずは当該国の窓口である在日本の大使館等に問合せ。**

※ 大使館等の連絡先が分からなかったり、問い合わせたとしても回答までに時間を要する場合は、**当該外国内にある日本の在外公館に協力を依頼し、在外公館から当該国の教育制度を担当している教育省等に確認してもらうことも考えられる。**

※確認ができない場合、**個別入学資格により入学資格の有無を確認することも検討**

ポイント3 過去の実績のみで判断しない

○ 入学資格に関し文部科学大臣が指定する各種施設等、法令上の入学資格は適宜変わる。

⇒ 入学資格の有無を過去の実績のみで判断するのではなく、**制度改正の施行通知や文部科学省のHPを都度確認の上、判断。**
それでも判断に迷う場合は文部科学省に相談。

日本の大学入学資格について

下記のいずれかに該当すれば、我が国の大学入学資格が認められます。

※いずれにも該当しない場合も、各大学で実施する個別入学資格審査により、当該大学に限っての入学資格が認められる場合があります。

1. 日本において高等学校等を卒業している場合

2. 外国において初等中等教育課程を修了している場合

(1) 初等中等教育が12年以上の国の場合

- 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- 高校の課程と同等の課程を有するものとして認定された在外教育施設の当該課程を修了した者
- 国際的な認証団体 (WASC・ACSI・CIS・NEASC・Cognia・COBIS) から認定を受けた教育施設における12年の課程の修了をした者

(2) 初等中等教育が12年未満の国の場合

- 高校に対応する学校の課程 (12年未満) を修了 + 指定された準備教育課程を修了した者
- 高校に対応する課程として認定された学校の課程を修了した者

3. 上記1、2のいずれにも当てはまらない場合

- 国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格、GCEA資格、国際Aレベル資格、欧州バカロレア資格を取得した者
- 日本において、外国の高等学校相当として指定された教育施設の課程を修了した者
(※当該課程が12年未満の課程の場合、さらに指定された準備教育課程の修了が必要)
- 外国における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者で、18歳以上の者
(※当該課程が12年未満の課程の場合、さらに指定された準備教育課程の修了が必要)

※「12年の課程を修了した」とは、「正規の学校教育における12年目の課程を修了した」という意味です。

個別ケース1： 初等中等教育の課程が11年の国の高等学校を卒業した方

⇒ 以下のいずれかを満たす場合、大学入学資格付与。 ※大学入学資格ガイド Q27参照

学校教育法施行規則第百五十条第一号の規定による外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）（抄）

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十条第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。

一 略

二 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者(これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。)で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は文部科学大臣が別に指定した我が国において生活するために必要な日本語の教育及び我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される課程を修了したもの ②

三 外国において、高等学校に対応する学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者 ①

四、五 略

① 外国において、高等学校に対応する学校の課程で文部科学大臣が別に指定するものを修了していること（昭和56年文部省告示第153号第3号）

● 文部科学大臣指定 高等学校に対応する外国の学校の課程一覧（令和5年8月21日現在）

外国の学校の課程の名称	適用開始日
ウクライナのボウナ・ザハリナ・セレドニャ・オスウィタの課程	平成三年五月二十三日
ウズベキスタン共和国のシコーラ・スレードゥネヴァ・オブラゾヴァーニヤの課程	平成二十九年三月十五日
カザフスタン共和国のオブシェ・スレドニエ・オブラゾヴァーニエの課程	平成十九年七月二十七日
スーダン共和国のアル・マドラサ・アッ・サーナウィーヤの課程	平成四年一月一日
ベラルーシ共和国のトレーチャ・ストウベニ・オーブシェヴォ・スレードネヴォ・オブラゾヴァーニヤの課程	平成二十三年一月十三日
ベルー共和国のエスクエラ・セクンダリアの課程	明治三十四年三月九日
ミャンマー連邦共和国のアテッタン・アスィン・ピンニャーイェーの課程（旧ビルマ連邦社会主義共和国のアテッタン・アスィン・ピンニャーイェーの課程を含む。）	昭和四十八年十月一日
ロシア連邦のオブシェ・スレドニエ・オブラゾヴァーニエの課程	平成二十一年十月六日

※文部科学省HP

② 当該国の課程を修了した後に、文科大臣が指定した準備教育課程もしくは研修施設の課程を修了していること（昭和56年文部省告示第153号第2号）

指定された準備教育課程、研修施設の課程については文部科学省HP参照

個別ケース2： インターナショナルスクール※を修了した方

※インターナショナルスクール：法令上の定義はないが、所在する国または地域に在住の外国人を主な対象として教育を行う施設であると考えられる。

① 外国におけるインターナショナルスクールを修了した方 ※大学入学資格ガイド Q33参照

(i) 当該課程が所在国における正規の学校教育を行う施設である場合

⇒12年以上の課程であれば、「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者」として大学入学資格付与。

※11年の課程の場合、当該国の課程を修了した後に、文科大臣が指定した準備教育課程もしくは研修施設の課程を修了する必要。

(ii) 当該課程が所在国における正規の学校教育を行う施設でない場合

⇒以下のいずれかに該当すれば、大学の入学資格付与。

○文科大臣が認定した在外教育施設を修了していること（学校教育法施行規則第150条第2号）

※ 該当施設は文科省HP参照

○外国における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格 + 18歳以上（昭和56年文部省告示第153号第1号、第2号）

※ 12年未満の課程修了相当の学力認定試験の場合、準備教育課程等の修了が必要

○国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格、GCEA資格、国際Aレベル資格又は欧州バカロレア資格の取得（昭和23年文部省告示第47号第20号～第24号）

○国際的な認証評価団体（WASC・ACSI・CIS・NEASC・Cognia）から認定を受けたインターナショナルスクールにおいて12年の課程を修了（昭和23年文部省告示第47号第24号）

○個別入学資格審査 + 18歳以上（学校教育法施行規則第150条第7号）

② 国内のインターナショナルスクールを修了した方 ※大学入学資格ガイド Q40等参照

⇒ 以下のいずれかに該当すれば、大学入学資格付与。

○当該インターナショナルスクールが文科大臣が指定したインターナショナルスクールの課程（12年）（昭和56年文部省告示第153号第4,5号）

※ 12年未満の課程の場合、課程修了後、準備教育課程等の修了が必要

※ 該当施設は文部科学省HP参照

○国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格、GCEA資格、国際Aレベル資格又は欧州バカロレア資格の取得（昭和23年文部省告示第47号第20号～第24号）

○国際的な認証評価団体（WASC・ACSI・CIS・NEASC・Cognia）から認定を受けたインターナショナルスクールにおいて12年の課程を修了（昭和23年文部省告示第47号第24号）

○個別入学資格審査 + 18歳以上（学校教育法施行規則第150条第7号）

大学入学資格ガイド

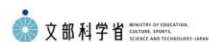
~ver.2~

令和6年6月（※令和8年5月一部更新）

文部科学省高等教育局大学振興課

（大学入学資格に係る文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm



サイトマップ English 文字サイズの変更 大 検索

会費・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 教育 > 大学・大学院・専門教育 > 大学・大学院入学資格について > 大学入学資格について

●大学入学資格について

大学（短期大学を含む。大学院を除く。）の入学資格は以下のいずれかに該当する方に認められます。（2024年6月時点）

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者（法第90条第1項）
2. 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者（法第90条第1項）
3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程（[文部科学大臣指定準備教育課程一覧](#)）又は研修施設の課程（[文部科学大臣指定研修施設課程一覧](#)）を修了する必要がある。）（施行規則第150条第1号、昭和56年文部省告示第153号第2号）
※「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者」とは、「外国の正規の学校教育における12年目の課程を修了した者」という意味です。修了した課程が正規の学校教育であるか、何年目の課程であるかはそれぞれの国の大使館等にお問い合わせください。
4. 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程（[文部科学大臣指定準備教育課程一覧](#)）又は研修施設の課程（[文部科学大臣指定研修施設課程一覧](#)）を修了する必要がある。）（昭和56年文部省告示第153号第1号、第2号）
※合格した学力認定試験が12年の課程修了相当の学力認定試験であるかどうかはそれぞれの国の大使館等にお問い合わせください。
5. 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程（[文部科学大臣指定 高等学校に対応する外国の学校の課程一覧](#)）を修了した者（昭和56年文部省告示第153号第3号）
6. 我が国において、外国の高等学校相当として指定した教育施設（我が国において、外国の高等学校相当として指定した教育施設一覧）を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程（[文部科学大臣指定準備教育課程一覧](#)）を修了する必要がある。）（昭和56年文部省告示第153号第4号、第5号）
7. 高等学校と同等と認定された在外教育施設（[文部科学大臣認定等在外教育施設（高等部を設置するもの）一覧](#)）の課程を修了した者（施行規則第150条第2号）
8. 指定された専修学校の高等課程（[文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧](#)）を修了した者（施行規則第150条第3号）
9. 旧制学校等を修了した者（昭和23年文部省告示第47号第1号～第19号の2号）
10. 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥーア、バカロレア、GCEALレベル、国際ALレベル、欧州バカロレア資格を保有する者（昭和23年文部省告示第47号第20号～第24号）
※CISの旧名称であるECISの認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了したのものについても入学資格が認められます。
11. 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBIS）の認定を受けた教育施設（[国際的な評価団体認定外国人学校について](#)）の12年の課程を修了した者（昭和23年文部省告示第47号第24号）
※CISの旧名称であるECISの認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了したのものについても入学資格が認められます。
12. 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（施行規則第150条第5号）
（なお、18歳に達していない場合は、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。）
13. 「[進路入塾](#)」した者であって、高等学校卒業程度認定審査に合格した者（施行規則第150条第5号の2）
14. 「[進路入塾](#)」した者とその後に入学させる大学において、大学教育を受ける学力があると認められた者（施行規則第150条第6号）
15. 大学において個別の入学資格審査により認められた18歳以上の者（施行規則第150条第7号）

（お問い合わせ先）

文部科学省高等教育局大学振興課法規係
TEL: 03-5253-4111（内線:3338）
E-mail: daigakuc@mext.go.jp